

～住み良いまちはきれいなまち～

秋の全町一斉清掃のお知らせ

★10月18日(日)午前7時スタート!

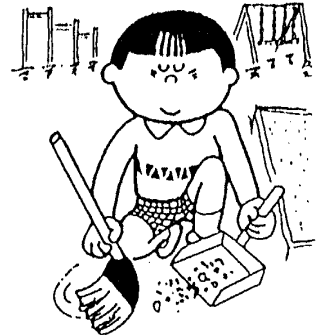
午前6時45分に打ち上げ花火でお知らせします。(雨天決行)

※悪天候の場合は、各自の判断のうえご協力願います。

☆お願い

家庭からのごみは収集しません。

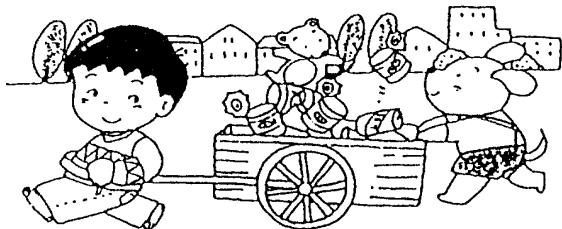
・下記のとおり、分別をお願いします。



公園の清掃

種 類	排出方法	注意事項
木・枝	ひもで縛る	1m程度の長さに揃えて出して下さい。
土砂	肥料袋	袋が必要な場合は役場に連絡下さい。
缶・びん・ペットボトル・ 鉄金属類	資源物専用袋	「缶・びん・ペットボトル」と「鉄金属類」に分けて出して下さい。
燃やせるごみ (プラスチック類含む)	資源物以外の ごみ専用袋	「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の分別をせずに出して下さい。
燃やせないごみ		
草・花		他のごみと混ぜずに、草・花のみとして下さい。

※木や枝、側溝清掃の土砂はごみステーションの横に出して下さい。



道路のごみ拾い



道路側溝
の清掃

【提唱団体】栗山町内連合会・(福)栗山町社会福祉協議会
(一社)栗山青年会議所

【栗山町環境生活課 73-7511】

～みなさんの協力でより良い環境を作りましょう～

○不法投棄禁止

不法投棄されたごみは、原則として投棄した人が片付けて適正に処理しますが、投棄者が不明の場合は、投棄された土地の所有者、管理者が片付けることになります。不法投棄は環境悪化を招くだけでなく、次世代を担う子どもたちの環境教育の悪化につながります。地域住民の目で、不法投棄をさせない環境をつくることが大切です。

○野焼き禁止

法で定められた焼却炉以外でごみを焼却することは法律で禁止されています。

（問題点）

- ・ 有害物質やダイオキシン発生の原因となる。
- ・ 火の粉が飛ぶなどして、火災の原因となる。
- ・ 煙や匂いやススなどで、近所迷惑となる。
- ・ 大気汚染の原因の一つとなる。

【罰則規定】

廃棄物処理法に違反し検挙されると、不法投棄・野焼きとも、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（産業廃棄物は1億円以下）もしくはその両方となります。事業者は1億円以下の罰金となります。

～自ら適正な処理で環境を守りましょう～

○家電リサイクル（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫）の6品目の処理は、家電販売店でリサイクル料金を払って処理してください。

～分別説明会のご案内～

町内会や自治会、サークルなどの集まりがある際、担当者の方で分別の説明をさせていただきます。ご希望の方は、栗山町環境生活課（TEL73-7511）までお問い合わせください。